



2 0 2 1 - 0 1 8
令 和 3 年 1 2 月 1 日
児 童 育 成 協 会

企業主導型保育事業ご担当者 様

企業主導型保育事業における調査への御協力のお願 及び各種申請手続について

時下益々御清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
今後の企業主導型保育事業（運営費等）に係る申請手続につきましてご案内いたします。
下記内容を御確認いただき、円滑な事務手続に御協力をお願いいたします。

記

1. 定員調整に係る調査について（依頼）

企業主導型保育事業は平成28年度の制度創設以降、政府の「子育て安心プラン」等に基づき定員11万人の受け皿目標の整備に向けて取り組んできました。令和3年度までの新規募集の結果を受け、定員11万人を概ね確保する見込みであることから、例年実施していた定員増員に係る変更申請については今年度は実施いたしません。

※「令和3年度助成申請、運営にあたっての留意事項番号73」に該当する施設については別途ご案内いたします。

なお、次年度以降の対応を検討するにあたり、各施設の定員調整（増員・減員）のニーズを把握させていただきたく、意向調査を実施させていただきます。

増員・減員の意向がある事業者様におかれましては、別紙「企業主導型保育事業における定員調整に関する調査」に御記入の上、下記メールアドレス宛てに送付をお願いいたします。

対象：平成28年～令和2年度採択施設

送付先：teiin2021@kodomon-shiro.jp

提出期限：令和3年12月17日（金）

※締切は厳守ください。

※調査票の提出をもって変更を確約するものではありません。

※その他詳細は別紙を御確認ください。

2. 令和3年度賃借料加算変更申請について

令和2年度定員変更申請と同時に申請頂いていた賃借料加算変更申請については、今年度定員変更申請を実施しないため、単独で申請いただくこととなります。

現在申請準備中のため、賃借料加算変更申請の詳細については後日改めて通知いたします。



3. 各種申請手続きの変更について

各事業者様の負担軽減及び適正な運営の推進等を目的として各種申請手続きの変更を実施する予定です。申請の流れに係る大幅な変更がございますので、御確認をお願いいたします。

①継続申請／事業変更申請

<変更前>

3月から「継続申請」の受付を開始し、事業変更については、4月1日以降の「事業変更申請」において受け付ける。

<変更後>

- ・従前の「継続申請」に事業変更の項目を追加した「次年度計画申請（仮称）」を新たに設け、令和4年1月から受付を開始する（予定）。
- ・年度途中における「事業変更申請」は原則として廃止とする（加算項目の追加等を含む）。

※「次年度計画申請（仮称）」の受付開始は令和4年1月を予定しており、適用開始は令和4年4月を予定しています。申請期間等の詳細については別途通知いたします。

※次のいずれかに該当する事業者に対しては、前記日程とは別に申請期間を設定の上、別途御案内いたします。

- ・令和3年度事業変更申請を審査中の事業者
- ・令和3年度運営費助成申込（継続申請含む）を未申請または審査中の事業者

②完了報告

<変更前>

- ・「完了報告」の申請期限を4月10日とし、2月及び3月分の「月次報告」を併せて申請していただく。

<変更後>

- ・「完了報告」の申請期限を6月10日とする。
- ・2月分の「月次報告」は3月10日まで、3月分の「月次報告」は4月10日までに申請していただく。

※令和3年度の実績に係る完了報告から対象とするため、助成要領を速やかに改定いたします。

【参考】スケジュール変更のイメージ

○従前の流れ

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	月	月	月	月	月	月	月	月	月
継続申請			→						
事業変更申請						→	→	→	→
完了報告			→						
月次報告	→	→			→	→	→	→	→
概算交付申請		→	→						

○今後の流れ

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	月	月	月	月	月	月	月	月	月
次年度計画申請 （仮称）※	→	→	→	→	→				
完了報告					→				
月次報告	→	→	→	→	→	→	→	→	→
概算交付申請		→	→						

※審査期間含む



【次年度計画申請（仮称）に係る留意点】

- (1) 令和2年度及び令和3年度における企業主導型保育事業新規募集において、優先的に考慮する項目（早朝開所、夜間開所、週7日間開所）を実施するものとして内示を受けた事業者は、当該項目に係る変更を行うことができません。
- (2) 平成30年度における企業主導型保育事業新規募集において、優先的に考慮する項目（早朝開所、夜間開所、週7日間開所）を実施するものとして内示を受けた事業者のうち当該項目の変更を希望する事業者は、当該項目に係る実施状況、応募当時の計画と開所後の預かり実績等との相違点について記入した書面を添付の上、申請してください。
- (3) 整備費の助成を受けて工事を行った部屋（病児保育室、一時預かり室等）について、用途変更を行う場合、本申請により事前の承認を受ける必要があります。なお、当該室を本事業以外の用途で使う場合、財産処分の手続きが必要です。
- (4) 病児保育事業及び一時預かり事業については「企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項」、「助成申請、運営にあたっての留意事項」及びその他関係法令等で定める各種基準を遵守する必要があります。当該加算事業を追加申請される場合は、各種基準に定める要件を満たすよう御留意ください。

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電話 0570-550-819

（年末年始を除く平日の9:15～17:15）

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>